

京都大学国際教育委員会規程

平成28年3月8日総長裁定制定

第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、本学における教育の国際化の推進に関する重要事項を審議するため、京都大学国際教育委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学生担当の理事
- (2) 教育担当の理事
- (3) 総長が指名する理事
- (4) 国際高等教育院長
- (5) 部局長 若干名
- (6) 教育推進・学生支援部長
- (7) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第5号及び第7号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学生担当の理事をもって充て、副委員長は、教育担当の理事をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第5条 委員会に、学生派遣専門委員会、留学生受入れ専門委員会及び企画・運営等専門委員会を置く。

2 学生派遣専門委員会は学生の海外派遣に関する事項を、留学生受入れ専門委員会は外国人留学生の受入れ及び外国人留学生に係る奨学金に関する事項を、企画・運営等専門委員会は教育の国際化の推進に関し委員長が必要と認める事項（学生派遣専門委員会及び留学生受入れ専門委員会において審議する事項を除く。）を審議する。

第6条 委員会に関する事務は、教育推進・学生支援部国際教育交流課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。